

告 示

埼玉県告示第四百九十号

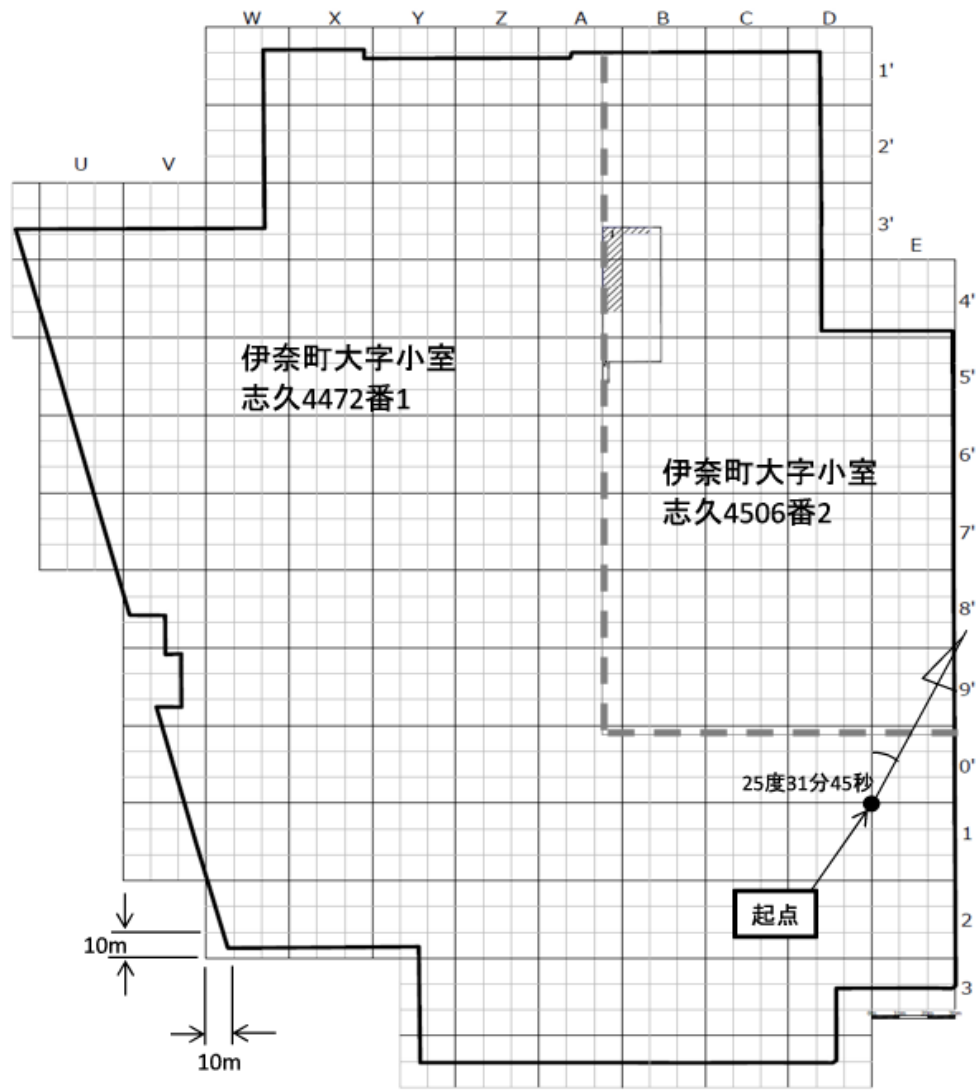
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第九十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年四月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千五百六番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



- : 敷地境界
- - - : 地番境界
- ▨ : 指定を解除する区画

起点
 起点は埼玉県北足立郡伊奈町大字小室志久
 4472番1の既往調査起点とする
 (世界測地系 X:-1174.235, Y:-18363.273)

格子の回転角度 25度31分45秒